

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月26日
【会社名】	藤倉ゴム工業株式会社
【英訳名】	Fujikura Rubber Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 光好
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明
【電話番号】	03(3527)8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 神山 幸一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明
【電話番号】	03(3527)8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 神山 幸一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,436,305,000円 オーバーアロットメントによる売出し 226,044,000円
	(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 藤倉ゴム工業株式会社大阪支店 (大阪市北区小松原町2番4号 大阪富国生命ビル)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,250,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年11月26日(火)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成25年11月26日(火)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から487,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、平成25年11月26日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社が割当先とする当社普通株式487,500株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年12月4日(水)から平成25年12月10日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	3,250,000株	1,436,305,000	-
計(総発行株式)	3,250,000株	1,436,305,000	-

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注)1、2	- (注)3	100株	自 平成25年12月11日(水) 至 平成25年12月12日(木) (注)4	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年12月17日(火) (注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年12月4日（水）から平成25年12月10日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.fujikurarubber.com/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額（会社法上の払込金額）は資本組入れされません。

4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年12月3日（火）から平成25年12月10日（火）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年12月4日（水）から平成25年12月10日（火）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月4日（水）の場合、申込期間は「自 平成25年12月5日（木）至 平成25年12月6日（金）」、払込期日は「平成25年12月11日（水）」

発行価格等決定日が平成25年12月5日（木）の場合、申込期間は「自 平成25年12月6日（金）至 平成25年12月9日（月）」、払込期日は「平成25年12月12日（木）」

発行価格等決定日が平成25年12月6日（金）の場合、申込期間は「自 平成25年12月9日（月）至 平成25年12月10日（火）」、払込期日は「平成25年12月13日（金）」

発行価格等決定日が平成25年12月9日（月）の場合、申込期間は「自 平成25年12月10日（火）至 平成25年12月11日（水）」、払込期日は「平成25年12月16日（月）」

発行価格等決定日が平成25年12月10日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月4日(水)の場合、受渡期日は「平成25年12月12日(木)」

発行価格等決定日が平成25年12月5日(木)の場合、受渡期日は「平成25年12月13日(金)」

発行価格等決定日が平成25年12月6日(金)の場合、受渡期日は「平成25年12月16日(月)」

発行価格等決定日が平成25年12月9日(月)の場合、受渡期日は「平成25年12月17日(火)」

発行価格等決定日が平成25年12月10日(火)の場合、受渡期日は「平成25年12月18日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番10号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,925,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	325,000株	ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	3,250,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,436,305,000	9,000,000	1,427,305,000

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年11月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,427,305,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限213,945,750円と合わせ、手取概算額合計上限1,641,250,750円について、平成28年6月までに210,000,000円を当社連結子会社であるFUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, Inc.への融資資金に、平成26年4月までに192,747,000円を当社連結子会社である株式会社キャラバンへの融資資金に、平成28年9月までに1,238,503,750円を加須工場(埼玉県加須市)建設等に際して調達した金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

当社からの融資資金について、FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, Inc.は第二工場の建設資金及び生産設備資金に充当する予定であり、株式会社キャラバンは店舗、ショールームを併設した本社事務所の建設資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	487,500株	226,044,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から487,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.fujikururubber.com/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成25年12月11日(水) 至 平成25年12月12日(木) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成25年12月18日（水）（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から487,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、487,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年11月26日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式487,500株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当）を、平成25年12月26日（木）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月18日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 487,500株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (4) 申込期間（申込期日） | 平成25年12月25日（水） |
| (5) 払込期日 | 平成25年12月26日（木） |
| (6) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年12月4日（水）の場合、「平成25年12月7日（土）から平成25年12月18日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月5日（木）の場合、「平成25年12月10日（火）から平成25年12月18日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月6日（金）の場合、「平成25年12月11日（水）から平成25年12月18日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月9日（月）の場合、「平成25年12月12日（木）から平成25年12月18日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月10日（火）の場合、「平成25年12月13日（金）から平成25年12月18日（水）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社フジクラ、藤倉化成株式会社及び藤倉航装株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年11月27日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年12月4日から平成25年12月10日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujikurarubber.com/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「会社概要」から「業績・経営指標」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

会社概要 （2013年9月30日現在）

会社名

藤倉ゴム工業株式会社

本店所在地

東京都江東区有明三丁目5番7号 TOC有明

創立

1901年（明治34年）10月25日

代表者

代表取締役社長 中 光好

事業内容

各種工業用ゴム部品の他、空圧制御機器、除振台及びその周辺機器、印刷機材、電気・電子機器、救難救命具等産業資材、ゴルフ用カーボンシャフトの製造販売等

資本金

38億429万円

発行済株式総数

23,446,209株

従業員数

連結 1,570名

単体 518名

販売・製造拠点

会社名（連結子会社）	住所	主な事業内容
藤栄産業株式会社	さいたま市岩槻区	電気材料製品の製造
株式会社キャラバン	東京都豊島区	アウトドア用品の販売
藤栄運輸株式会社	さいたま市岩槻区	運送事業
Fujikura Composite America, Inc.	アメリカ・カリフォルニア州	ゴルフ用品カーボンシャフトの販売
杭州藤倉橡膠有限公司	中国・浙江省	工業用ゴム製品の製造販売
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, Inc.	ベトナム・ハイフォン市	産業用資材、引布加工品、ゴルフ用カーボンシャフトの製造
IER Fujikura, Inc.	アメリカ・オハイオ州	工業用ゴム製品の製造販売
FUJIKURA GRAPHICS, INC.	アメリカ・イリノイ州	印刷用ブランケットの販売
安吉藤倉橡膠有限公司	中国・浙江省	工業用ゴム製品の製造販売



沿革

- 1901 (明治34) 年10月 藤倉電線護謨合名会社を創立、ゴム引布の製造を開始。
- 1910 (明治43) 年 3月 電線部門とゴム部門を分離、藤倉合名会社防水布製造所を設立。
- 1920 (大正 9) 年 4月 株式会社に改め藤倉工業株式会社を設立。
- 1948 (昭和23) 年10月 藤倉ゴム工業株式会社に商号変更。
- 1949 (昭和24) 年 5月 東京証券取引所に上場。
- 1953 (昭和28) 年 2月 藤栄運輸株式会社(現連結子会社)を設立。
- 1959 (昭和34) 年 4月 大阪営業所(現大阪支店)を開設。
- 1969 (昭和44) 年 4月 福島県原町市(現南相馬市)に原町工場開設。
- 1971 (昭和46) 年 9月 埼玉県岩槻市(現さいたま市岩槻区)に岩槻工場開設。
- 1972 (昭和47) 年10月 茨城県勝田市(現ひたちなか市)に勝田出張所(現勝田営業所)開設。
- 1985 (昭和60) 年 6月 藤栄産業株式会社(現連結子会社)を設立。
- 1991 (平成 3) 年 4月 株式会社キャラバン(現連結子会社)を設立。
- 1994 (平成 6) 年 4月 米国カリフォルニア州ビスタ市にFujikura Composite America, Inc.(現連結子会社)を設立。
- 1996 (平成 8) 年 4月 中国浙江省杭州市に杭州藤倉橡膠有限公司(現連結子会社)を設立。
- 1996 (平成 8) 年 5月 スポーツ用品事業部(現スポーツ用品営業部)を東京都世田谷区に移設。
- 2000 (平成12) 年11月 名古屋営業所を開設。
- 2002 (平成14) 年 9月 ベトナムハイフォン市にFUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, Inc.(現連結子会社)を設立。
- 2006 (平成18) 年 5月 米国オハイオ州のIER Fujikura, Inc.(現連結子会社)を子会社化。
- 2009 (平成21) 年 7月 米国イリノイ州にFUJIKURA GRAPHICS, INC.(現連結子会社)を設立。
- 2010 (平成22) 年11月 福島県南相馬市に小高工場開設。
- 2011 (平成23) 年 1月 岩槻工場内にエンジニアリングセンター開設。
- 2011 (平成23) 年 2月 中国浙江省安吉経済開発区に安吉藤倉橡膠有限公司(現連結子会社)を設立。
- 2011 (平成23) 年 9月 本社事業所及びスポーツ用品営業部を東京都江東区へ移転。
- 2012 (平成24) 年 3月 韓国ソウル市にFujikura Composites Korea, Co., Ltd.を設立。
- 2012 (平成24) 年 4月 埼玉県加須市に加須工場設立。



(原町工場)



(岩槻工場)



(エンジニアリングセンター)



(加須工場)

事業概要

当社グループは、平成25年9月30日現在、当社、子会社16社、関連会社1社及びその他の関係会社1社で構成され、産業用資材、引布加工品及びスポーツ用品の製造販売を主な内容とした事業を展開しており、自動車のエンジンに使用される重要部品からゴルフのカーボンシャフトまで、社会からの要求を的確に捉え、そのための生産技術を確立し、多岐にわたる製品をお客様に提供しております。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は以下のとおりです。

産業用資材

工業用品部門

自動車・オートバイのエンジン、ブレーキ用部品等の重要部品をはじめ、家電、住宅設備機器に使われている機能部品、エレクトロニクス機器、医療・福祉・介護機器に使用されるゴム部品を数多く製造・販売しています。



ダイヤフラム



シール部品

制御機器部門

医療関連業界、半導体業界向けに、当社ゴム製品の特徴を生かした各種空気圧機器を製造・販売しています。また、燃料電池分野への研究開発も進めております。



BFシリンダ



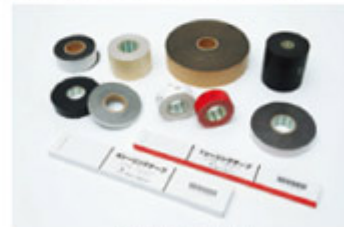
精密減圧弁

電気材料部門

情報通信及び電力エネルギーのネットワークの中で使用される導電から半導電、絶縁にいたる高機能ゴム部品の開発を行っており、環境対策エネルギー分野へのゴム部品開発にも着手しております。



通信用接続材料



各種機能性テープ

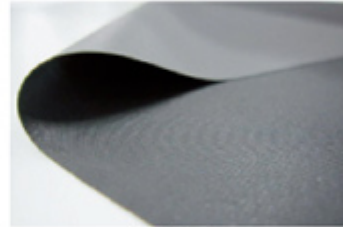
■ 引布加工品

■ 引布部門

高性能ゴムと布の複合シートを開発して自動車から家電までの用途開発を行っております。また、高品質の極薄ゴムシート（厚さ0.1～0.3mm）が量産化され、販売を拡大しております。



ゴム引布



ゴムシート

■ 印刷機材部門

その市場を全世界に求め、顧客志向に合わせた対応をさらに充実させるために、新ブランケット・FITシリーズを開発、市場拡販を進めております。さらにブランケットの基盤技術から生まれたシリコン製ブランケットによる新製品の研究開発が進み、新市場（電子部品）への参入が実現しつつあります。



オフセット印刷用ブランケット

■ 加工品部門

海難事故の際に人命を救う航空機・船舶用の膨脹式救命いかだ、降下式乗り込み装置（シューター）、他各種産業用設備装置や部品を製造・販売しています。



膨脹式救命いかだ

■ スポーツ用品

■ ゴルフ用カーボンシャフト部門

ゴルフクラブメーカー向けのOEMシャフトの製造・販売のほか、「ROMBAX」「Motore Speeder」「ZCOM」の自社ブランドを展開。



Motore Speederシリーズ



ROMBAXシリーズ

■ アウトドア用品部門

連結子会社株式会社キャラバンにて、登山用シューズ等アウトドア用品の販売のほか、アウトドア教室の運営及び企画コンサルタント業務を行っております。



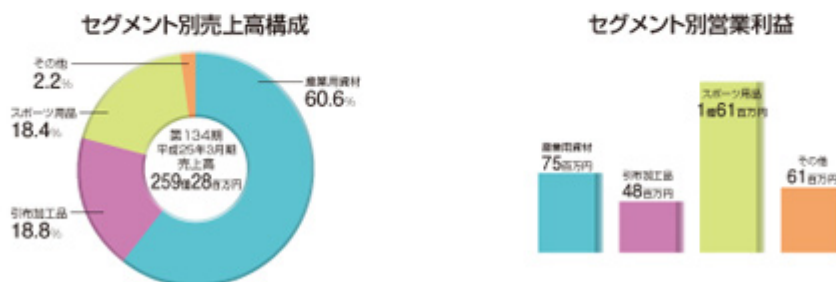
キャラバンシューズ

■ その他

■ 物流部門

主に連結子会社藤栄運輸株式会社にて、製品等の輸送及び保管を行っております。

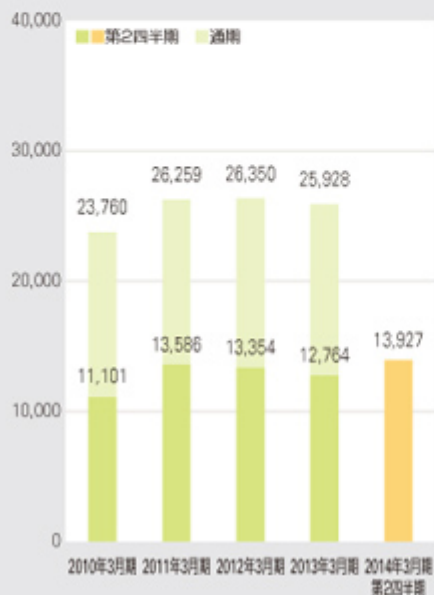
直近の事業セグメント別売上構成と営業利益（連結）（2013年3月期）



業績・経営指標

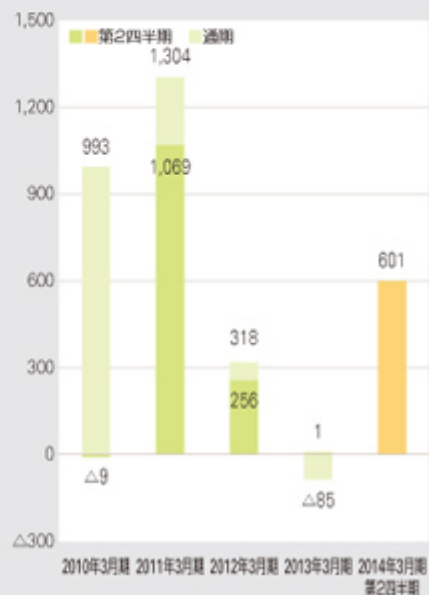
連結売上高の推移

(単位：百万円)



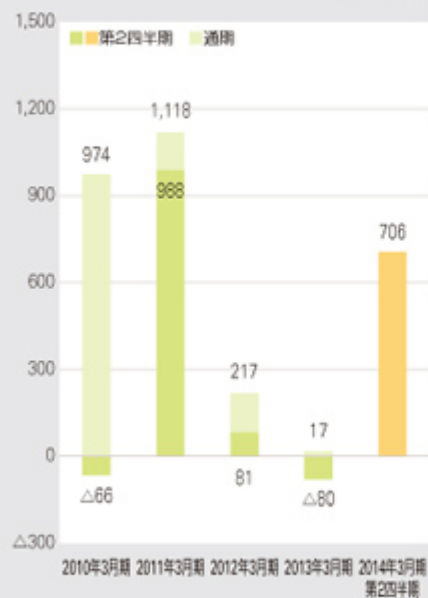
連結営業利益の推移

(単位：百万円)



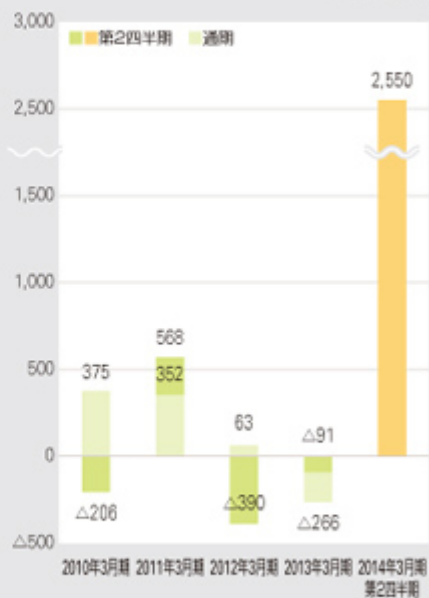
連結経常利益の推移

(単位：百万円)

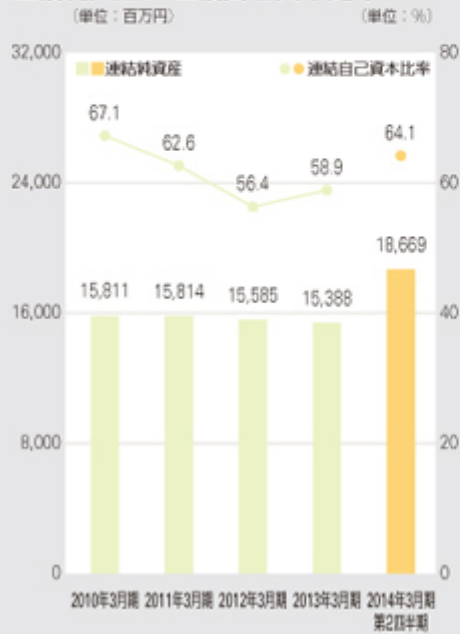


連結純利益の推移

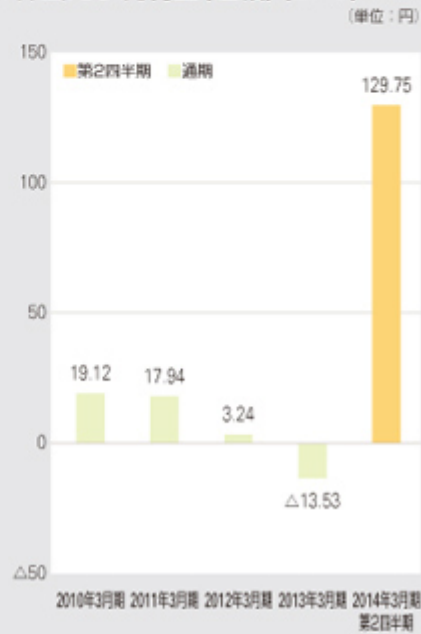
(単位：百万円)



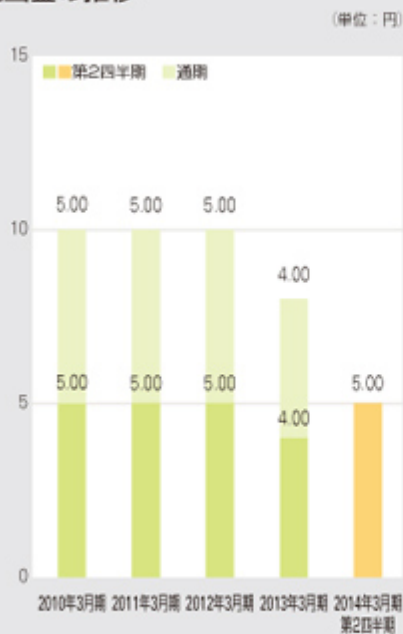
連結純資産、連結自己資本比率



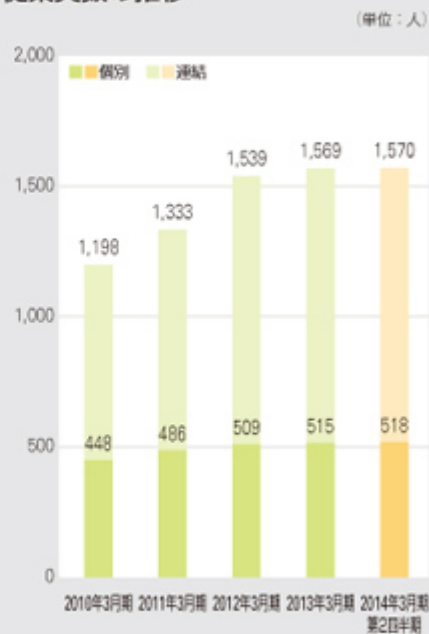
1株当たり純利益(連結)(EPS)



配当金の推移



従業員数の推移

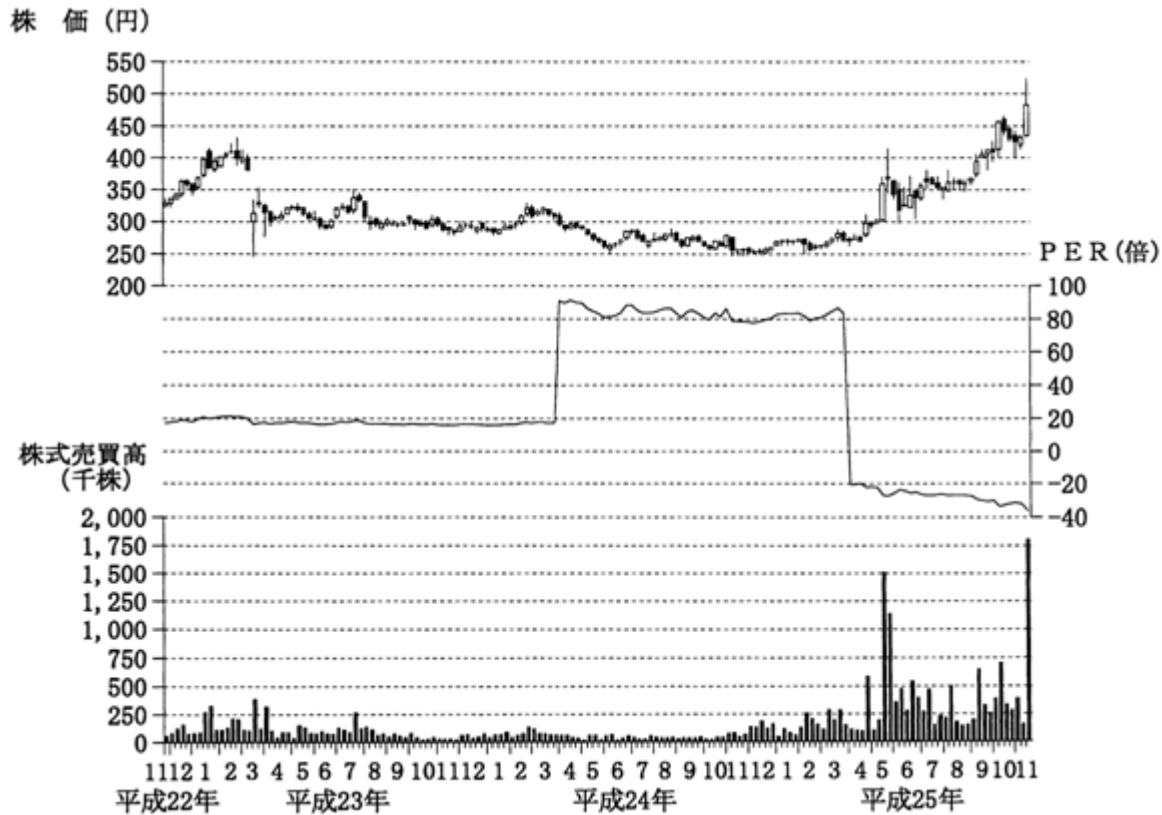


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年11月22日から平成25年11月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年11月22日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年11月15日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成25年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。)

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年5月26日から平成25年11月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年11月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり変更及び追加がありました。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、_____野で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年11月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

為替変動リスクについて

当社は海外子会社に対して貸付金を有しているため、期末での換算差額が為替差損益として発生し、経常利益に重大な影響を及ぼす可能性を有しております。

また、当社グループは海外から原材料の輸入を行うとともに、海外において製商品の生産、販売を行っており、海外事業のウェイトが年々高まってきております。為替レートの急激な変動は当社グループの価格競争力・取引価格などに大きな影響を及ぼす可能性があるとともに、各地域における現地通貨建ての収益、費用、資産等の各項目は換算時の為替レートにより円換算後の価値が変動することとなり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性を有しております。

原油価格高騰リスクについて

当社グループにおいては、原材料のうちゴム・樹脂・繊維など原油価格変動の影響を受ける資材が全仕入の60%程度あるため、原油価格の高騰により、材料費が上昇する可能性と営業利益減少の可能性を有しております。

自動車産業への依存について

当社グループは、自動車部品メーカーに対する売上が多く、自動車産業に大きく依存した状況にあります。したがって、自動車産業の生産動向によって売上高に重大な影響を及ぼす可能性を有しております。

海外事業リスクについて

当社グループは、中国を始めとして米国、ベトナムにも工場を有し、積極的に海外への事業拡大を行っておりますが、進出した当該国の固有の事情や体制、法律の変化などにより事業計画に影響を及ぼす可能性を有しております。

また、当該国での自然災害、伝染病、テロ、ストライキ等の影響も考えられ、これらにより製品等の購入、生産、販売に支障をきたす可能性があります。

製品の欠陥による製造物責任について

当社グループは、世界的に認められている品質管理基準に厳格に従って様々な製品を製造しております。しかし、全ての製品について欠陥が無く、将来的に品質クレームが発生しないという保証はありません。PL賠償については保険に加入しておりますが、賠償額すべてをカバーできるという保証はありません。重大な製品の欠陥は、多額のコストや、当社グループの社会的評価に重大な影響を与え、また、当社各営業部の売上減少と当社グループの財務状況に重大な影響を与える可能性があります。

自然災害要因に対するリスクについて

当社は、国内において、さいたま市岩槻区、埼玉県加須市及び福島県南相馬市に工場を有しております。当該地域において巨大な災害（地震、竜巻など）が発生した場合、最悪の場合には同時に複数の工場の稼働が停止することにより、売上高に重大な影響を及ぼす可能性を有しております。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第134期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」については、本有価証券届出書提出日（平成25年11月26日）現在（ただし、既支払額については平成25年9月30日現在）以下のとおりとなっております。

（単位：千円）

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予 定年月		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
(株)キャラバン	東京都豊島区	スポーツ用品	本社事務所建設	306,000	113,253	自己資金、 借入金及び当社 からの融資資金 (注)3	平成 25.3	平成 26.4	(注)1
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, Inc.	ベトナム ハイフォン 市	産業用資材 引布加工品 スポーツ用品	第二工場建設	960,000	300,000	自己資金、 借入金及び当社 からの融資資金 (注)3	平成 25.6	平成 26.4	(注)2

（注）1 本社事務所の建設であるため、増加能力は記載していません。

2 完成後の増加能力は多種多様な製品を製造しており、合理的な算定が困難なため記載していません。

3 当社からの融資資金については、今回の自己株式処分資金より融資を行います。

4 金額には消費税等は含まれていません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第134期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年11月26日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年6月28日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、中 光好、神山幸一、村田良樹、森田健司、高橋良尚、植松克夫、雑賀隆明及び大橋一彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	149,573	332		（注）1	可決（99.78%）
第2号議案				（注）2	
中 光好	140,808	9,308			可決（93.80%）
神山幸一	142,785	7,331			可決（95.12%）
村田良樹	142,782	7,334			可決（95.11%）
森田健司	142,786	7,330			可決（95.12%）
高橋良尚	147,387	2,729			可決（98.18%）
植松克夫	147,388	2,728			可決（98.18%）
雑賀隆明	148,390	1,726			可決（98.85%）
大橋一彦	142,740	7,376			可決（95.09%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分、および本総会当日出席の株主から各議案の賛成および反対が確認できた議決権数の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たしたため、本総会当日出席の株主について、各議案の賛否が確認できない議決権数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第134期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第135期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

藤倉ゴム工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 口 和 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 学 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている藤倉ゴム工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、藤倉ゴム工業株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

藤倉ゴム工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 学 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている藤倉ゴム工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤倉ゴム工業株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、藤倉ゴム工業株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、藤倉ゴム工業株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

藤倉ゴム工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 学 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている藤倉ゴム工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第134期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤倉ゴム工業株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。